

議員定数に関する検討結果報告書

令和4年12月

議会改革検討委員会

議会改革検討委員会 検討結果報告書

1 検討の経緯

現行の江戸川区議会議員の定数は、平成14年10月に定数48人を46人に、平成18年3月に定数46人を44人とする定数条例の改正がなされて、現在に至っております。

一部議員より、定数が現行の44人となり16年が経過し、議員定数のあり方の検証やその他、議会の諸課題について検討を求める意見があったことから、令和4年9月に議会改革検討委員会が設置されました。

設置後、現在に至るまで「議員定数」や「政務活動費・議会関係資料のインターネット公開」などの課題について慎重に審査を重ねてきた結果、今般「議員定数について」の結論が出ましたので、その検討経過と結果を報告するものであります。

2 検討の概要（※議員定数に関する事項に限る）

(1) 令和4年9月13日 検討委員会開催

- ・正副委員長の互選
- ・検討委員会の進め方について協議

(2) 令和4年9月28日 検討委員会開催

- ・優先検討項目の検討について

※委員会終了後、事務局に対して以下2点の資料要求

- ①23区における議員定数及び議員1人あたりの人口
- ②本区における議員定数と人口の推移

(3) 令和4年10月17日 検討委員会開催

- ・事務局より、要求資料について説明

- ・ 議員定数について検討
- (4) 令和4年10月27日 検討委員会開催
 - ・ 議員定数について検討
- (5) 令和4年11月16日 検討委員会開催
 - ・ 議員定数について検討
- (6) 令和4年12月 5日 検討委員会開催
 - ・ 議員定数について検討

※委員会終了後、委員会に出席していない無所属議員へ意見聴取実施

- (7) 令和4年12月21日 検討委員会開催
 - ・ 各会派意見開陳、採決

3 検討経過

(1) 議員定数の削減に賛成の意見

- ・ 昔から今日に至るまで議員定数の削減を求める区民の声が常に私たち議員や陳情という形で議会にも届いている。その声にしっかりと応えていくことは、議会改革の一丁目一番地である。

江戸川区の将来人口や区の歳入、職員数の減少の見通しがあり、更なる行財政改革を議会が率先して行うべきであり、その一環として議会の更なるスリム化を図るべく定数を削減していくべきである。

定数削減により、多様な住民意思の反映を狭めてしまうこと、また、議会機能の低下を懸念する意見もあるが、そのようなことは全くない。私たち議員は、一人ひとりが自覚と行動、情熱と使命感を持ち政治活動を行っている。定数を削減したとしても、議員自身の資質の向上や研鑽に努めることで、区民ニーズを的確に区政に反映し、議会機能をさらに強化していくことができる。

現在、44名定員のところ欠員が生じ40名で議会運営が行われて

いる状況ではあるが、全議員が70万区民の代弁者として大きな責任と自覚、誇りをもって活動していることから、適正に議会運営を行い、議会機能も十分に果たしてきているという実績もある。

また、議員一人あたりの人口が23区で2番目に多いという指摘もあるが、定数の議論は他区との比較ではなく、江戸川区議会として判断して進めていくべきものである。

- ・ 本来の議会改革は「身を切る改革」であり、議会が自ら定数削減を決意することが、区民に対して最も分かり易い改革の意思表示である。
なお、令和5年4月の統一地方選挙が目前に迫っている点、また議会としてさまざまな体制を整えていく必要がある点を踏まえ、21期の一般選挙から定数の削減を実施が妥当である。

以上のことから、21期の一般選挙から議員定数を2人削減し、42人とすべきである。

(2) 議員定数の削減に反対の意見

- ・ 本区の議員一人あたりの人口は23区で2番目に多く、現在の定数44人という定数は決して多いものではない。議員定数の削減により、議員が区民の声を聞き、区政に反映させることが難しくなる懸念がある。特に、少数意見が排除される危険性があり、SDGsの理念や区や議会が目指す「誰一人取り残さない共生社会」の実現に逆行している。
- ・ 議会の重要な役割として、政策立案機能、監視機能があるが、これら議会機能を果たす上でも、現行の定数は維持すべきである。住民の意思を代表して、地方自治体の団体意思決定、執行機関への監視、公

正で民主的な行政が行われるように監視する役割を果たす上でも、議会制民主主義を破壊する議員定数の削減はすべきではない。

- 区民から定数削減を求める声も確かにあるが、報酬が高い点や議員活動が区民から見えにくい点などを指摘する声の方が圧倒的に多い。
行財政改革の一環として定数削減を行うのであれば、報酬や費用弁償の見直し、政務活動費の公開など、改革すべき事項は他にもある。

- 議員定数の削減に関しては、特に慎重に議論すべきでものであるが、適正な定数の議論は全くされておらず、十分議論を尽くしたとは到底言えない。

定数の削減時期を、次の次の一般選挙からとするのであれば、今期の議員が削減を決定するのではなく、令和5年4月の選挙で選ばれた議員が十分に時間をかけて検討すべきである。

以上のことから、議員定数の削減には明確に反対である。

4 結論

以上、慎重な検討を重ねてまいりましたが、当委員会においては、意見の一致が見られないため、採決の結果、21期の一般選挙から議員定数を2人削減し、42人とすべきものと決定した次第であります。

令和4年12月21日

議会改革検討委員会

委員長 島村 和成

副委員長 川瀬 泰徳

委員 小林あすか

委員 伊藤ひとみ

委員 野崎 信

委員 金井しげる

委員 田中 寿一

委員 小俣 則子

委員 伊藤 照子

委員 中道 貴

委員 藤澤 進一